NEWSWAVE

新しい時代を切り拓く実践経営情報紙

第 533 号

平成 28 年 9 月 22 日 (木)

発 行

村田健二税理士事務所

 $\mp 720 - 0825$

広島県福山市沖野上 5-29-27 大黒ビル 2F TEL(084)959-3605 FAX(084)959-3606

2018 年新卒採用活動時期「変更なし」 経団連決定 4 年生の面接は 6 月から

日本経済団体連合会は(経団連)は8月30日、2018年の新卒採用について、「広報活動3月解禁・選考活動6月解禁」とした17年新卒採用のスケジュールから「変更しない」ことを決定し、榊原会長が記者会見で明らかにした。企業、大学、学生等から毎年大きな関心を集める「就活時期」は、この決定で「現状維持」に収まった。

その理由を同会長は、「選考解禁を前年から2ヵ月前倒しにした17年新卒のスケジュール変更ついて、学生・企業の双方から一定の評価を得られている」ことを指摘した。双方のアンケートによれば70%が好評価を与えたという。これまで採用・就職活動の長期化などの問題が通底にあり、時期変更は毎年の「行事」のように変

わり対応に大わらわだった。

同会長は「広報活動の短期化により、企業研究やマッチングなどの面で(採用側と学生側に) 課題は残るものの、新卒採用活動に向け早期に 経団連の方針を示す必要がある」ため総合的に 判断したという。経団連には「採用選考に関す る指針」(会員企業の倫理憲章)があり、政府 ともども各業界団体に遵守を要請している。指 針には「企業の自己責任の原則の下、指針の遵 守を願う」とある。19年新卒以降のスケジュー ルについては、「現段階では白紙の状態」とし、 あらゆる選択肢を考慮してもう少し時間を検討 し来春までには公表したいと述べた。

事業承継税制の認定件数が大幅増加 15 年は過去6年年平均件数の 2.6 倍

2015年から事業承継税制(非上場株式の相続・贈与税の納税猶予制度)が使いやすくなったことでその利用が大幅に伸びていることが、経済産業省が公表した 2017年度税制改正要望の資料で明らかになった。

資料によると、雇用要件の緩和など事業承継税制の新制度が施行された2015年の認定件数は推計456件で、過去6年間の年平均件数173件に対して約2.6倍に伸びている。

2015 年分の相続税の認定件数は、2015 年 1 月 ~10 月の 10 か月分の実績値 154 件に、11 月~12 月の 2 ヵ月分についても、同数の認定がなされる ものと推計し 30 件を上乗せしている。

この結果、相続税は 2014 年分の 151 件から推

計 184 件に増加したが、特に、先代経営者の役員退任要件等が緩和されたことによる影響から、2015 年の贈与税の認定件数は 2014 年の 47件から 272 件へと 5.9 倍に増加している。

2015 年1月からの事業承継税制の主な変更点は、(1)親族外承継を対象化、(2)相続・贈与前の雇用の8割を「5年間毎年」維持しなければならなかったところを、「5年間平均」で評価、(3)先代経営者は贈与時に役員を退任しなければならなかったところを、有給役員で残留可としたこと、(4)要件を満たせず猶予打ち切りとなった際に承継5年超で5年間の利子税を免除するなど納税猶予打ち切りリスクを緩和、などがある。